

平成21年2月16日 開会

平成21年2月16日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

2月定例会会期及び議事日程	2	神近勝彦議員	14
2月定例会付議事件	3	川副梅夫業務課長	14
△ 2月16日（月）		神近勝彦議員	15
出欠議員氏名	5	川副梅夫業務課長	15
地方自治法第121条による出席者	5	神近勝彦議員	15
開 会	6	川副梅夫業務課長	15
議席の指定	6	神近勝彦議員	16
副議長選挙	6	川副梅夫業務課長	16
会期の決定	6	神近勝彦議員	16
議事日程	6	井邊正文総務課長	16
議会運営委員会委員の補欠選任	6	神近勝彦議員	17
諸報告	7	井邊正文総務課長	17
会議録署名議員の指名	7	神近勝彦議員	18
議案上程	7	井邊正文総務課長	18
提案理由説明	7	神近勝彦議員	18
横尾俊彦広域連合長	7	横尾俊彦広域連合長	18
議案に対する質疑	8	討 論	19
本田耕一郎議員	8	採 決	19
川副梅夫業務課長	9	議員提出議案の上程・提案理由説明・質 疑・委員会付託・討論	19
本田耕一郎議員	9	採 決	20
川副梅夫業務課長	9	議決事件の字句及び数字等の整理	20
本田耕一郎議員	9	閉 会	20
川副梅夫業務課長	9	(資料)	
広域連合一般に対する質問	10	議席表（「議席の指定」の際配布）	23
本田耕一郎議員	10	議案質疑項目表	24
川副梅夫業務課長	10	一般質問項目表	25
本田耕一郎議員	11		
川副梅夫業務課長	11		
本田耕一郎議員	12		
川副梅夫業務課長	12		
本田耕一郎議員	12		
川副梅夫業務課長	12		
本田耕一郎議員	13		
川副梅夫業務課長	13		
本田耕一郎議員	13		
川副梅夫業務課長	13		
本田耕一郎議員	13		
川副梅夫業務課長	14		

2月定例会

◎会期 1日間

議事日程

日次	月日	曜	議事要項
1	2月16日	月	午前10時開会 議席の指定 副議長選挙 会期の決定 議会運営委員会委員の補欠選任 諸報告 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討論 採決 閉会

◎ 2月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第5号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第6号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域一般会計予算
- 第7号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

△ 議員提出議案

- 議員提出議案第1号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について

△ 選挙・選任等

- 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について
議会運営委員会委員の補欠選任について
議決事件の字句及び数字等の整理について

平成21年2月16日（月）

平成21年2月16日(月) 午前10時 開会

出席議員

1. 坂口 久信	2. 草場 祥則	3. 西山 正吉
4. 西原 好文	5. 原田 謙吾	6. 田代 正昭
7. 岩下 孝嗣	8. 宮原 宏典	9. 吉富 隆
10. 酒井 恵明	11. 北村 一成	12. 永沼 彰
13. 神近 勝彦	14. 今村 昌幸	15. 小池 幸照
16. 杉原 豊喜	17. 前田 敦一	18. 吉浦 啓一郎
19. 森山 林	20. 田中 秀和	21. 本田 耕一郎
22. 武藤 恭博		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾 俊彦	副広域連合長	秀島 敏行
副広域連合長	田中 源一	監査委員	中村 耕三
事務局長	馬場 俊行	副事務局長	寺町 正利
会計管理者	野口 好孝	総務課長	井邊 正文
業務課長	川副 梅夫		

◎ 開 会

○武藤恭博議長

おはようございます。これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、去る1月26日御逝去されました故古賀和夫議員に対し、謹んで哀悼の意をあらわすために、ただいまから黙祷をいたしたいと思います。皆様御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

お直りください。御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

○武藤恭博議長

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配布しております議席表のとおり指定いたします。

◎ 副議長選挙

○武藤恭博議長

次に、日程により、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、西山正吉議員を指名いたします。

ただいま指名しました、西山正吉議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、西山正吉議員が

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と決定いたしました。

当選人に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

〔当選告知〕

それでは、西山副議長、登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

○西山正吉副議長

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま推薦をいただきました白石町議会の西山正吉でございます。副議長に選ばれましたことはこの上もなく光栄に存じますけれども、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

浅学非才ではありますけれども、議長を補佐し、議会の円滑な運営ができるよう全力を尽くしたいと思います。

皆さん方の絶大なる御支援、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、私のあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

◎ 会期の決定

○武藤恭博議長

次に、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○武藤恭博議長

次に、本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております日程表のとおりといたします。

◎ 議会運営委員会委員の補欠選任

○武藤恭博議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定によ

平成21年2月定例会 2月16日（月）

り、田中秀和議員、草場祥則議員、以上2名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 諸報告

○武藤恭博議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配布いたしております報告第1号のとおりでございます。

報告第1号 諸 報 告

○例月出納検査等の報告について

平成20年8月29日から平成21年1月26日までに、監査委員より例月出納検査・定期監査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

8月29日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度7月分)

9月29日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度8月分)

10月29日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度9月分)

11月28日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度10月分)

12月24日 平成20年度定期監査の結果報告書
(平成20年4月1日～平成20年9月30日執行分)

1月6日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の平成20年度11月分)

1月26日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成20年度12月分)

◎ 会議録署名議員の指名

○武藤恭博議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において酒井議員及び北村議員を指名いたします。

◎ 議案上程

○武藤恭博議長

次に、日程により、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合議會議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、第4号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、第5号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、第6号議案

平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、第7号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

○武藤恭博議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。説明に入ります前に、連合を構成します多久市の市長として、先ほど亡き多久市議会議長、古賀議長のために追悼の黙祷をささげてくださいましたことに議会の皆さんに御礼申し上げます。ありがとうございました。

では、早速、提案理由説明を広域連合長としてさせていただきます。

初めに、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例につきましては、制度の見直しにかかわる平成21年度以降の保険料の軽減措置を定める必要があるため提案するものでございます。

本条例の主な内容といたしましては、旧ただし書き所得が58万円以下の方については、所得割額を5割軽減すること、また、均等割額が8割5分軽減されている方のうち年金収入が80万円以下で他の所得もない方については、9割軽減とするものでございます。また、被用者保険の被扶養者であった方については、平成21年度においても均等割額の9割軽減を継続するものでございます。

次に、第2号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例につきましては、平成21年度の保険料軽減等にかかわる財源を国から受け入れ、基金により管理する必要があるため提案するものでございます。

次に、第3号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例及び佐賀県後期高齢者医療広域連合議會議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例については、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項及び文言の整理を行うものでございます。

続いて、第4号議案の平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、170万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億416万1,000円としております。

そして次に、第5号議案の平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正の主な内容は、療養給付費の支出見込み額を減額することでございます。補正の額は15億9,807万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額は、それぞれ901億5,319万円となっております。

歳入につきましては、市町の負担金、国県の負担金、支払基金交付金等を減額いたしております。

また、歳出につきましては、基金積立金等として、総務費を増額し、療養給付費の支出見込み額により保険給付費を減額いたしております。

次に、第6号議案の平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

予算の内容は、主に広域連合の運営経費を措置するものであります、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,739万3,000円としております。

次に、第7号議案の平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ999億760万7,000円となっております。

歳入につきましては、保険給付費等の財源として、市町の負担金、国県支出金、支払基金交付金、臨時特例基金からの繰入金等を措置いたしております。

また、歳出につきましては、保険給付にかかる費用として993億3,157万7,000円、また被保険者の健康診査にかかる費用として1億564万円などを措置いたしております。

以上、今回提案した議案について説明をさせていただきましたが、後期高齢者の方々を対象とした本広域連合の目的を達成すべく、今後とも全力を尽くしてまいりたいと思いますので、御審議いただきまして、御了承いただくことを心からお願いし、説明にかえさせていただきます。

◎ 議案に対する質疑

○武藤恭博議長

これより議案に対する質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

○本田耕一郎議員

おはようございます。それでは、通告に従って質問を行います。

平成21年度後期高齢者医療広域連合特別会計予算、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費455万8,000円。説明では府用器具費となっていますが、どのようなものをどれ

だけ購入されるのか、詳細を伺って1回目の質問といたします。

○川副梅夫業務課長

本田議員さんの備品購入費についての質問にお答えいたします。

画像レセプト点検のための専用端末13台、単価25万2,000円で327万6,000円、プリンター1台、12万8,000円、端末用机8台、単価2万6,800円で21万4,400円、プリンター用机1台、2万4,900円、イス14脚、単価1万2,900円で18万600円、長机2台、単価4万57円で8万114円、イス14脚、単価1万710円で14万9,940円、水屋6万1,845円、傘立て1万7,010円、ホワイトボード2万5,515円、以上が画像レセプト点検に伴う備品でございます。ほかに紙折り機1台39万9,000円を含めまして、総額455万8,000円の予算を計上した次第でございます。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

それでは、2回目の質問を行います。

答弁では新年度から始まるレセプト画像点検用のパソコンがメインであるという答弁でございましたが、それが327万円ということですが、パソコンが現在の状況では最新鋭といいますか、高性能でも10万円を切るという時代になっております。1台25万円というお話しでしたが、それほど高価なパソコンということですので、その内容というか、仕様のスペックというのを伺いたいと思います。

○川副梅夫業務課長

画像レセプト点検用の端末は、医療機関、調剤薬局等から提出されます月30万枚のレセプトを点検する端末でございます。本田議員御指摘のとおり、国保連合会の専用サーバーに収納しています。レセプトについて点検するための端末でありますので、単価がどうかということでございますが、画像による点検は、先に取り組まれております熊本県、鹿児島県等を視察いたしまして、細かい画像の表示のために能力が高くないとスムーズに表示ができない。それから、レセプトには属紙といいまして2枚以上のものがあります。画面に2枚

同時に表示できる端末が必要だと、そういうことで24インチの画面が望ましいということがございまして、高級機種が必要かということのお尋ねでございますが、国保中央会で定めました標準仕様であり、画面のみを19インチから24インチに変更するようにしているところでございます。この端末につきましては、受注生産ということで25万2,000円という積算をしております。

内容についてということでございますが、メモリー1ギガバイト、内蔵ハードディスクが80ギガバイト、CD-ROM、DVD-ROM、それからCD-ROM関係の速度が24倍速、それからDVD-ROMが8倍速という形になっています。それから、先ほど言いましたディスプレイ等については24インチ、OS関係でMicrosoft WindowsのXP Professional Edition、ソフトウェア関係につきましては、Internet Explorer6.0SP2、.NET Framework1.1SP1、その他、Microsoft Office2003 Standard Edition等を備えた、国保中央会で示された仕様になっているところでございます。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

今、詳しい内容をいただきましたが、今のお話を聞く限り、これが特別なパソコンが必要なものとは思えないんですね。メモリー1ギガで、ウインドウズは前の、今現在はビスタですが、XPを使うというようなお話です。この作業自体が、いわゆる向こうから画像で送られてきた、それを点検するだけの作業ですから、要はネット回線とディスプレイがあればできる作業なんです。パソコン自体に高性能さが求められるような作業じゃないんですね。ですから、例えば、今言われたオフィスは要らないと思いますし、また、アクセサリーの中のゲームとかの機能も要らないと思うんです。そういうものを省いていけば、もっとそのパソコンの単価自体を安くできると思うんですが、それでもなおかつ、こういう高い価格のパソコンを導入されることについて、もう一回答弁をいただきたいと思います。

○川副梅夫業務課長

これらのパソコンにつきましては、国保連合会

のほうで組織しておりますレセプト管理システム準備検討委員会の中で、この委員会には国保関係5市町、それと医師国保、それから後期高齢が入っておりますが、そちらの中でいろいろ吟味をいただいて、国保中央会から示されています仕様については、今後、その都度変更その他もございますので、そちらの仕様についてはどうしても最低守っていく必要があると、そういう検討をいただいた上での選定でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○武藤恭博議長

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって議案に対する質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○武藤恭博議長

これより広域連合一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

○本田耕一郎議員

それでは、通告に従って質問を行います。

まず、委託業務ですが、広域連合として年間事業の中で委託事業というものはどのようなものが何件あるのか。そして、その委託先と金額及び入札方法をお尋ねいたします。

次に2点目、制度施行に伴う問題点について伺います。

この医療制度が昨年の4月に始まって、わずか2カ月後に大幅な見直しが行われるなど、実務を行う自治体では大混乱で振り回された1年間であったと思います。先日も佐賀新聞に県内の保険料滞納者が全体で3,452人にも上ると載っていました。

以上の経過にかんがみて、この医療制度を主管する広域連合として、この1年間、事業を行ってきてどのような問題点があったと認識されているのか。また、その問題点をどう把握、整理し、総括されているのかお伺いして、1回目の質問いたします。

○川副梅夫業務課長

委託業務の関係につきましてお答えいたします。

電算システム運用保守等委託料、委託先は佐賀県国民健康保険団体連合会、随意契約でございます。契約金額は1億3,174万4,431円でございます。

電算処理システムカスタマイズ、高額償還リスト関係のシステムでございまして、そちらの委託業務の委託先は国民健康保険団体連合会、随意契約、契約金額420万2,100円。

標準システム機器導入委託業務、委託先は先ほどと同じで国民健康保険団体連合会、随意契約によりまして、138万8,026円。

標準システムテスト環境構築業務委託、委託先は国民健康保険団体連合会、随意契約によりまして、444万6,540円でございます。

以上が国保連合会関係で4件で1億4,178万1,097円でございます。

レセプト点検委託業務、委託先は有限会社九州医療事務点検サービスセンター、指名競争入札により、契約金額は1件が1,181万2,500円、あと1件が1,323万円、合計2件の2,504万2,500円でございます。

なお、単価契約のため予定額であり、実績により変更があります。

健康診査業務委託、委託先は20市町及び佐賀県医師会と契約いたしております。佐賀県医師会とは単価契約でございます。各市町とは検診に要した実績によりまして経費全額をお支払いすると、そういう委託契約でございます。

次に、制度施行に伴う課題ということで、滞納関係ということでございます。

平成20年4月1日から本制度が施行されました。これまでの間の課題、問題点をどう把握、整理、総括しているかとのお尋ねでございますが、4月当初から被保険者証が届かない、年金天引きはけしからんと、ネーミングが悪い、なぜ75歳で線引きなのか等の意見が多くございました。制度施行から10カ月ほど経過しましたが、これまでの問題点としては、市町事務について、一部統一ができなかった点、例えば、被保険者証の送付方法、市町別の保険料の納期の違いなどあります。全国

的に制度に対する批判が多かったこと等により、制度の一部見直しが行われたことによりまして、標準システムの改修がおくれ、事務処理が逼迫したことなども問題点でございます。

課題といたしましては、市町ごとに事務の方法が異なる中で、被保険者への同一サービスが行き渡るようにすることです。1つは、被保険者証の送付につきましては、定められた期日までに必ず被保険者のもとへ届くように徹底したいというふうに思っております。

次に、保険料の納期につきましては、8期、9期、10期、12期と、市町により納期の数が異なっていることを十分周知していきたいと、そのように考えております。

標準システムの件につきましては、これからも九州地区広域連合長連絡会や佐賀県知事を通じて、厚生労働省へ要望をしてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

保険料の滞納問題につきましては、新聞記事の中にもございましたように、年金から徴収されているものという思い込みや国保のときの口座振替が継続されていると、そういう誤解や勘違いがあるというふうに聞いております。広域連合といましましては、徴収率が低い市町に対しては、広域連合事務局の職員が訪問し、今後力を入れていただくようお願いをいたしているところであります。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

それでは、一問一答に入りたいと思いますが、まず委託業務であります。

ただいまの答弁で委託の状況は大体わかったのですが、やはり医療という制度ですので特殊なスキルが必要ということもあるのかもしれません、極力特定の団体に委託料とか手数料が集中しないようにしないと、あらぬ疑いを持たれると思いますが、再度その点について見解を伺います。

そして、この広域連合内では、先ほど連合長の提案理由説明にもありましたとおり、年間975億円という巨大な療養給付費を支払うのに伴って、国保連合会に3億7,800万円という巨額な手数料を支払って審査を依頼しております。そしてさらに、

それとは別に委託業務の中でレセプト点検委託料という項目があります。これは審査して送られてきたレセプトを点検し、過大請求などの間違いを正し、正常な医療費を支払うチェックのための二重の点検だと思うのですが、ということは、このレセプト点検委託料については、やはり費用対効果が発生するんではないかというふうに思います。つまり、21年度で5,800万円もレセプト点検委託料を払うわけですけども、それだけお金を使って、じゃどれぐらい療養給付費の支払いが抑制されるのかについて考え方をお聞きします。

○川副梅夫業務課長

まず、1点目の特定団体、国民健康保険団体連合会というふうに理解しておりますが、集中しないようにということでございます。そちらにつきましては、本年度は被保険者証の一斉交付等もございますが、競争入札に付していきたいと。平成20年度の委託料のほとんどにつきましては、標準システム関係に伴うものでございましたので、こちらについては御理解をいただきたいと思いますが、その他につきましては、御指摘のとおり、国保連合会一本に集中しないように気をつけて執行していきたいと、そのように感じているところでございます。

それから、審査支払い関係で3億円以上の支払手数料が発生しているが、点検について費用対効果はどのようになっているかということでございます。

点検委託料につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、予算は5,000万円超していたわけでございますが、先ほども申しましたように、2件で2,504万2,500円という予定価格になっております。その効果ということでございますが、まだ1年間を経過していない中でございますけれども、月によっていろいろ差は出でますが、最大では一月当たり900万円を超す、そういう過誤返戻といいますか、再審査による効果等も出ております。

それから、こちらにつきましては、医療機関、調剤薬局、その他の請求に対しましての間違いを正していくというか、そういう抑制効果、その他

の効果もいろいろあるということで、国のはうから指導をされながらやってきておりますので、詳しい効果については今後検証を十分してまいりますが、本年度の2,400万円、当初予算の5,800万円等につきましては、それ以上の効果が出ているものと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

特定の団体のほうはわかりましたが、点検料なんですけども、5,800万円という予算を立てられているわけですね。つまり、この5,800万円を使って5,800万円以上の価格というか、支払いの抑制ができなければ、これは無駄なことに使ったお金になるんじゃないですか。つまり、3億7,800万円というお金を払って審査をしてもらって、それをさらに間違いないかということで5,800万円かけてチェックするというわけですから、それで間違いないかとすれば、わざわざ5,800万円もかけて再度チェックする必要はないわけで、これをチェックするんであれば、それ以上の支払いの抑制がないと、何か無駄な出費のような気がしますけども、いかがでしょうか。

○川副梅夫業務課長

お答えいたします。

最初の審査支払手数料でございますが、こちらのほうは医療機関で治療をされました日々の請求書ということで御理解をいただきたいと思いますが、そちらに対する支払いの手数料でございます。一応一時的な審査という格好で審査されますけれども、30万枚のレセプト、月に約七十七、八億から80億円程度の金額をレセプト1件1件請求する医療機関等へ支払っていただく手数料としまして3億7,000万円程度という格好で、こちらと点検の委託というのは同一のものではなくて、支払いのための手数料という格好で御理解をいただきたいと思います。手数料につきましては、レセプト1枚107円02銭でございます。

それと、点検の委託につきましては、こちらのほうで仕事をしました、平成20年の4月からでございますが、それ以前は23市町ございまして、すべてトータルいたしますと、一応8,800万円程度

のレセプト点検委託料が支払われていたわけでございますが、スケールメリットとして設計額によって5,800万円程度、それが平成20年度につきましては、競争の入札の中で安価に契約ができたということです。

それと、効果につきましては、先ほど言いましたが、設計の予定金額6,000万円は本年度につきましても超えるものというふうに見ておりますが、まだ最終的な試算ができませんので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

この件に関して長々と引っ張る気はありませんが、ただ、普通の感覚、市民の感覚からして、年間975億円という巨大なお金が支払われる。なおかつ、それに3億7,800万円という手数料が支払われるということについては非常に関心があります。ですから、この件に関してはまた今後とも論議をさせていただきたいと思いますので、きょうはちょっとこれでやめておきますが。

じゃ次に、先ほどの2問目、問題点について今答弁をいただきましたが、答弁を聞いて思ったのは余り大した問題意識を持たれてないのかなというふうに思います。しかし、だれがどう考へても昨年1年間の行政、医療機関、利用者、どれを見てもスムーズに事務処理が進んでいたとは思えないわけですね。まるで灰神樂が立ったかのような各自治体の業務の大変さだったろうと思います。その中で、市町で一部統一ができなかった、市町でやり方が違うからということでは、やっぱり問題意識を持たれてないなというふうに思うんです。

実際に実務を担当する自治体では制度が変更されるときに、やはり統一した見解で、同じレベルで各自治体に周知してほしいというふうな切実な希望がありました。ですから、そういったときにどのような、昨年ですね、会議とか打ち合わせがどのレベルで何回行われたのか、伺いたいと思います。

○川副梅夫業務課長

制度改正、そういうときの説明会とか会議を何回したかということでございますが、課長会につ

きましては4回、それから担当者会につきましては、この前御説明のときには1回というふうに申しておりましたが、3回ほどしております。ただ、制度の変更につきましては、システム関係の変更によりまして、そちらのほうを、あとは一斉でこちらのほうから送って、それぞれの市町からの御意見を聞きながら、そちらのほうで対応していくと、そのような形でやっておりますので、今後とも必要であれば、今まで同様に進めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○本田耕一郎議員

課長会議が4回、担当者会議3回開かれたということですが、実際に自治体側に聞くと、課長会議は4回あったけれども、担当者会議は実質あつておりませんということでした。この辺は見解が違うんでしょうね。

やはり実務を取り仕切るのは係長以下の担当者なんです。ですから、実務者が一堂に会して、例えば、この変更や通達に関しては広域連合はここまでやるから、ほかは各自治体でやってくれという、同じレベルでの情報の共有化、もしくは広域連合としての明確な指示が重要だと思うんです。実際に介護保険の広域連合では、そのようなやり方をしております。やっぱり明確な指示を広域連合としては出して、気合い合わせをするということが非常に重要なと思いませんけども、今の答弁ではそういう重みというものが感じられませんでしたので、もう一回答弁を求めます。

○川副梅夫業務課長

重みが感じられなかったということでございますが、それと、いろんな問題については同一の目でやっていくように全員を集めて説明をしっかりと、指示を徹底をすべきじゃないかと、介護保険についてはそのようにやっているということございます。こちらのほうといたしましても、これまでいろいろ判断をいただく部分について協議をしてまいりましたが、いろんな変更等の、こちらから的一方的な指示に終わる場合につきましても、各市各町にいろいろ問い合わせをして、必要であればそういう形で今後は十分にやっていきたいと、そのように思っています。

○本田耕一郎議員

では、そういう指示をされるということですので、やはり、結局きょうもこうやって会議を開いているんですね。会議を開いて重要な佐賀県全体にわたる重要な案件を決める、年間予算を決めるということをここでやっているわけです。この広域連合でやっているわけです。そして、さまざまな自治体で使ういろんな費用の中で、広域連合に交付金として一括して交付される、そういう仕組みになっているわけですね。ですから、やっぱり広域連合みずからがリーダーシップを発揮していく必要があると思うんです。

また、来年度は高額介護・高額医療合算制度などが本格導入をされていくわけですが、高額医療者の85%がこの後期高齢者であることを考えれば、制度の円滑な運用のためには、介護保険者や国保保険者との連携が非常に重要だと思われます。それについてもリーダーシップを発揮していくんですよねということと、今後の合算制度など重要なテーマについて、どのような連携を介護保険者とか国保保険者とかされいかれるつもりなのか、見解をお伺いします。

○川副梅夫業務課長

高額医療・高額介護合算制度についての取り組みということで、医療保険以外の介護保険者、それから国民健康保険、市町がやります国保以外の医療保険者も関係をしてまいります。それは議員さんがおっしゃるとおりでございますので、連携をしながら制度の対象となる方が円滑に申請をしていただけるように事務を進めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

（「答弁漏れです。リーダーシップをとることが答弁されておりません」と呼ぶ者あり）

このことにつきましては、介護保険、国保、後期高齢者医療の指導監督機関でございます県ともいろいろ相談をしながら、どのように進めていくべきかというのを指導を受けながら、ほかの保険者と連携をとっていきたいと、そのように考えているところでございます。

○本田耕一郎議員

済みません、私が言っている意味がわかつてな

いようですので、もう一回お尋ねしますが、それは合算制度の話です。じゃなくって、広い意味で、1年間やってきて、また今後もずっと広域連合が広域連合として後期高齢者医療をやっていくわけですが、その10市10町に広域連合としてリーダーシップを發揮して、きちんと指導、監督していかれるんですよねということをお尋ねしたんです。その点について答弁をお願いします。

○川副梅夫業務課長

後期高齢者医療関係につきましては、20市町、先ほど答弁いたしましたとおり、連絡をとりながら、課長会、必要に応じてはそれより下のほうの担当者会等も開きながら、一生懸命協議をして進めてまいりたいと、そのように思っております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○神近勝彦議員

議長の許可をいただきましたので、ただいまより質問をいたします。私は、今回2項目について質問をいたします。

まず、壇上につきましては、収納状況と今後未納者に対する対応ということで述べていきたいと思います。

この一般質問の通告をした翌日、2月11日付の佐賀新聞に後期高齢者医療制度の滞納に関する記事が掲載されました。新聞の内容を見れば、昨年10月からの対象者全員への徴収開始から2カ月間の滞納者は全体の1.6%に当たると。また、延べ3,452人で、滞納額は2,700万円程度に上ると書いてありました。

徴収を担当する各市町では、未納者に対しての早期の納付を呼びかけられていることは理解しております。しかし、現在、広域連合が把握している未納者は全体の何%になるのか、まずお答えをいただきたいと思いますし、また、このままの状態で行った場合、3月末までの徴収率は、当初予算で考えていたときとどの程度変化をしてくるのか、お答えをいただきたいと思います。

また次に、短期被保険者証、また資格証明書についてお尋ねをいたします。

先ほど質問しました徴収率、これにつきましては全対象者の皆様の諸事情によって3月末までに

100%の納付という状況にはいかないのではないかでしょうか。そうなれば、滞納者に対して国民健康保険と同様に短期被保険者証、あるいは資格証明書の発行というものが必要になると思うわけでございます。この点につきましては、各市町におきまして基準にばらつきがございます。あるところは出していない、あるところは出していると。そういう中で、後期高齢者医療制度ではどのような対応を考えていらっしゃるのか、お答えをいただきたい。

また、交付する際の基準につきまして、事務手続は広域連合で行うのか、それとも各市町が行つていくのか、お答えをいただきたいと思います。

あの点につきましては、自席にて質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○川副梅夫業務課長

お答えをいたします。

保険料の収納情報については、保険者の納付後、金融機関、さらに各市町での収納集計結果処理を経て、当広域連合に送信されます。現時点で全団体分が把握できております最新情報は、平成20年12月末納期分までござります。保険料調定額は約45億9,700万円、徴収率については98.4%になっております。また、平成20年度末の調定額の見込みにつきましては、現在59億7,900万円と見込んでおります。

徴収率の向上については、市町に収納対策の強化をお願いいたしましたところ、滞納分の収納が増加しましたことにより、除々に徴収率は向上しています。以上のことから、予定保険料の収納率98%は達成できるというふうに見込んでいるところでございます。

それから、短期証、資格証明書関係でございます。

保険料の未納者に対する短期被保険者証及び資格証明書の交付についてお答えいたします。

短期被保険者証は、厚生労働省令第20条第2項の規定により、保険料を滞納している被保険者に接触する機会を確保するため、被保険者証の有効期限を、通常定める期日より前の期日を定めまして交付するものでございます。

また、資格証明書は、高齢者の医療の確保に関する法律第54条の規定により、納期限から1年を経過した滞納がある被保険者に、特別な事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付するものでございます。

この短期被保険者証及び資格証明書の交付事務については、政令の規定によりまして、証の交付は広域連合が行い、証の引き渡し事務は市町が行うということになっております。これに伴いまして、納付相談等から短期被保険者証または資格証明書の交付に至る事務については、市町において行われることから、事務処理の統一した運用を行うため、広域連合において短期被保険者証及び資格証明書の交付基準を設けることとしております。

なお、資格証明書の交付につきましては、昨年6月12日の政府・与党決定において、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用するということになりましたことを踏まえ、当広域連合におきましても、特別な事情における相当な収入について、全国の状況を踏まえ、検討を行っているところでございます。

市町が行う保険料収納につきましては、資格証明書の交付に至らないよう、滞納の初期の段階から、被保険者の生活状況に応じたきめ細かな取り組みを行っていただき、個別の事情に応じた適切な対応を行っていただいているものと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○神近勝彦議員

今御説明をいただきましたけれども、収納に対しては3月末の状況でいけば、予定である98%以上は確保できるであろうという予想をされているということであります。しかし、滞納はこれからずっと累積がしていった場合、当初予算、21年度もございますけども、98%なら98%という一つの予想の中での予算を一応決定されているわけですね。ただし、滞納がふえていくことによって、やはりこれは大きな予算に影響を与えてくるということはもう事実であるわけです。これに対して98%、できれば98.5%、あるいは99%と目標値を上げていかなければならぬわけなんですけども、

この点について広域連合としての考えはどういう気持ちを持っておられるんでしょうか。

○川副梅夫業務課長

収納につきましては、大変大きな問題があるのかなということでいろいろ考えているところでございますが、一応12月末現在の滞納者の状況で3,443名程度、各市町からの緊急の集計でございますが、そちらが一応1月末現在の滞納者の状況ということでは、3,004名に減少しているということでございまして、先ほどの本田議員さんの中でもございましたように、広域連合としても連合職員をそれぞれの市町に訪問いたしましてお願いをしていますし、各市町におかれても、その成果が上がってきているんじゃないかなというふうに思っています。

議会前にも訪問いたしましたけども、議会が終了いたしましたら、また収納率、滞納率等を見ながら、それぞれの市町にお邪魔して、いろいろ事情等をお伺いし、徴収率の向上のために努力をしてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○神近勝彦議員

今、課長のほうから各市町との協力の強化ということでお答えをいただいたわけです。この点については質問したいなと思っていたわけなんですが、やはり各市町の担当だけに任せるとではなく、やはり広域の職員さんが汗水垂らして収納の向上、あるいは制度の理解の促進というふうな形で、さらなる努力をしていただきたいなという気持ちを持っております。

次に、この点の短期被保険者証、あるいは資格証明書について御説明をいただいたわけなんですが、国保についても、やはり各市町いろんな基準のばらつきがあるわけなんんですけども、先ほどの説明の中では統一した基準等をつくってまいりたいということでしたが、この基準をつくるに当たって、目標として何月ごろまでにはこの基準を設けて、各市町のほうに通達をしていくのか、この点についてはいかがなんでしょうか。

○川副梅夫業務課長

お答えいたします。

この件につきましては、本年度でございますが、年明け前、年末からずっといろいろ検討をし、市町に希望、その他の調査もして、会議もしてまいりましたが、先ほど説明いたしました中の相当な収入というところに、現在それぞれの市町の思惑の中にかなり大きな開きがございます。一応当広域連合としての目標としては、6月から普通徴収第1期が始まった市町がございますし、一番遅い普通徴収が始まつたところは10月からでございまして、一応10月から普通徴収が始まつたところは今年の10月で1年でございますが、できれば3月いっぱいまでにはという目標は立てておりましたけども、3月にはちょっと難しいのかなというふうには思っていますが、新年度に入りました後も、極力何回も会議を重ねまして、早い段階に統一した内容を参考の基準とか、そういう出し方で出せるように努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

○神近勝彦議員

基準的には厚生労働省の一応現在の法の中身に沿つてということですので、ここでいくと、有効期限とすれば、短期保険証でいけば、有効保険証は3カ月の4半期ごとにやることで法律的には決められているわけですね。これを基準に持つていかれるということで理解していいわけなんでしょうか。

それから、3月までにはやりたいけれども、現在の状況においてはなかなかそういう厳しさがあるので、それ以降と、新年度以降ということですが、この点についてですね、このあたりまで含めたところの中で、できれば6月、あるいは7月というふうな、一つの早期というふうな形の中で理解をしてよろしいんでしょうか。

○川副梅夫業務課長

被保険者証の一斉更新が7月末で8月からの新しい被保険者証を送付する関係もございますので、今言われました時期に向けて一生懸命頑張ってまいりたいと、そのように思っているところでございます。

○神近勝彦議員

それでは、この点につきましては、早急な統一

を図つていただきて、県内の各市町がやはりばらつきがないような、そのような体制を整えていただければと期待をしておきます。

次に、今後の事務局体制についてお尋ねをしたいと思うわけなんですが、現在の広域連合、ここには各市町、あるいは県のほうからの派遣の職員さんが来られて、今の事務構成をやられているわけなんですが、今後ともこの体制を維持される予定なんでしょうか。

また、各市町からの派遣ということであって、やはり遠いところ、まあ玄海町さん、あるいは太良町さん、あるいは江北町さんとか大町町さんあたりになれば、やはり財政規模が小さいと、そういうふうな中で、そういう職員さんにかなり無理な状況を与えていたりするんじゃないかな、あるいは町の財政についてかなり圧迫を与えていたりするんじゃないかなというふうな気がするわけなんですけども、この点について今後とも維持をされる予定なのか、お尋ねをしたいと思います。

○井邊正文総務課長

神近議員の事務局体制の御質問にお答えいたします。

当広域連合の設立準備に当たりましては、平成18年9月1日に佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設けまして、佐賀市、小城市、神埼市、上峰町、佐賀県及び佐賀県国民健康保険団体連合会から計7名の職員を受け入れて、設立に向けた準備を行つたところでございます。

平成19年2月1日の佐賀県後期高齢者医療広域連合発足後、3月まではそのままございました。平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に向けましては、何よりも職員体制の充実が必須の課題ございました。つきましては、平成19年4月からは、各市町より1名と佐賀市につきましては事務局長、あと準備委員会より引き続き、佐賀県より1名、佐賀県国民健康保険団体連合会より1名、また佐賀県市町総合事務組合より1名の職員を派遣いただき、計27名の職員体制により、制度施行の準備に当たつてきたところであります。

制度が施行されました今年度、平成20年度の職員体制につきましては、平成19年度中に制度施行

後の体制を検討した結果、26名の職員が必要であると理事会へお願いし、派遣職員についての了承を得たところでございます。職員の内訳につきましては、構成市町より24名、引き続き佐賀県から1名、佐賀県総合事務組合より1名を派遣していただいているところでございます。来年度の平成21年度につきましては、組織を見直して25名の職員体制で運営していきたいと計画しているところであります。

今後につきましては、毎年被保険者数の増加が見込まれることに伴いまして、業務量の増大が予想されますが、当分の間はこの25名の体制で対応していきたいと考えているところでございます。

なお、佐賀県からの職員派遣については、今年3月までとなっているところであります。

次に、広域連合への派遣に伴いまして、佐賀市内へ住居を移転された職員は5名おります。また、1時間ほどの通勤時間を伴う職員も数名いるところでございます。遠距離通勤を伴う者につきましては、時差出勤も可能にできるようにしているところでございまして、できるだけ本人や家族に負担をかけないように配慮しているところでございます。

広域連合設立準備段階では、本連合が全市町で構成する団体であることから、全市町で広域連合を運営していくこうという趣旨で全市町から1名は派遣を求めるということで了解されているところでございます。また、この後期高齢者医療制度は、広域連合と構成市町の事務分担により円滑に運営ができるものでございます。事務を円滑に進めいく上では、構成市町との連携が最も重要でございまして、その点におきましては、全市町からの職員派遣のおかげで事務を円滑に遂行できているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○神近勝彦議員

現在、まだ設立を伴ってまだ1年を経過しつつあるという状況の中ですので、やはり各市町からの派遣の職員さんというのは、やはり広域連合と各市町をつなぐ上では重要な役割を持っていらっしゃるということに関しては私も認識をしている

わけなんですよ。ただ、3年後ぐらいはこのあたりがある程度はもう組織ががっちり固まらなければいけない時期だと思うんですよね。だから、その3年後ぐらいまでは現在のやり方をそのまま維持したにしても、その後についてもこのまま維持をされるのかどうか、この点についてお尋ねをしたいわけなんですよ。

もう1点は、来年は26名体制から25名と、1名減るのが県の職員の派遣が1名減るということを理解をするわけなんですけども、まだまだ広域連合が発足して1年しかたたないので、なぜここで県が職員を出さないのかと。先ほど本田議員さんの質問の中でも、いろんな県とのパイプ関係も必要なことを言われておりました。また、答弁のほうでもやっぱり県ともっと密接なパイプを持っていかなければならないというふうな答弁もございました。そういう中において、広域連合の事務体系の中から県の職員がいなくなるということに関して、私は物すごく不都合が生じるんじゃないかなという気がするわけなんですけど、まずこの2点についてお尋ねをしたいと思います。

○井邊正文総務課長

まず、市町からの派遣体制の見直しでございますが、制度が定着するまでの間は、すべての市町からの派遣職員がいたほうが適当だということを考えております。しかし、神近議員さん御質問にございましたとおり、やはり人口規模の小さい町の負担を考えますと、将来的には高齢者人口等の規模に配慮した職員派遣ルールの確立が必要でないかとは考えているところでございます。

事務所所在地周辺の市町からの派遣で構成するというのも一つの方法ではございますが、どういう構成にするかは今後検討させていただきたいというふうに考えております。

2番目に、県の職員の引き揚げでございますけど、佐賀県からは平成18年の広域連合設立準備委員会の立ち上げのときから、医療制度に精通された職員を派遣していただきまして、現在、副事務局長として勤務していただいているところでございます。県とのパイプ役のみならず職員の指導等においても重要な任務を担っていただいていると

ところでございます。

県からの当初の派遣期間といったしましては、制度の準備期間である平成19年度までとされておりましたが、政府・与党の制度の見直しが決定されたことにより、電算システムの構築も本年度に一部先送りされたということもございまして、平成20年度に対応するようになった事務が多く残されましたことから、県と協議した結果、平成20年度も引き続き職員が派遣されることとなった次第でございます。

21年度以降は、県も側面からバックアップをしていく旨を伝えられておりますので、県全体の医療費にかかわりますので、これからもまた期待をしているところでございます。

以上でございます

○神近勝彦議員

各市町の職員さんの派遣については、早いうちに方針というものを決めていただきたいという要望をしておきます。

県の職員の派遣について、広域連合は各市町の連携をとるために1名ずつ今来ているわけなんですね。それも広域連合と私は県も一緒だと思うんですよ。やはり広域連合の上に県があるわけなんですね。県の指導のもとによってまたこの広域連合もあるわけなんですから。だから、私は各広域連合と各市町との今の役割、そして県と広域連合との役割を考えた場合に、県からの派遣というものは必ずまだ必要であると、まだまだこれから制度がどうなるかわからない状況ですね。平成20年度も変わりました。21年度も今後どうなるかわかりません。大きな話をすれば、政権がどうなるかによって、この後期高齢者医療制度もどうなるかもわからないような状況があるかもわかりません。そういう中で、やはり21年度、あるいは22年度ぐらいまでは県の職員さんの派遣というものは必要ではないかなという気がするわけなんですけども、再度お尋ねをします。

○井邊正文総務課長

県の職員さんの派遣につきましては、一応県のほうにも派遣ルールというのがございまして、大体設立準備の間だけというのが大体県のルールに

なっておるようでございます。それを結構無理をお願いいたしまして1年延ばさせていただいたような状況でございます。当然パイプ役としての、そういう職務はこれからも県に帰られてもお願いできるものではないかと思っておりますし、今の国保課のほうとの協議等を強めまして、足りない分があればそういうことで補っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○神近勝彦議員

何回もしつこくやっても一緒なんで、もうこれで最後にしたいと思います。

制度はいつでも変えることができるんですよね、人間がつくるんですから。それを考えたときに、県が何しろこの広域連合をつくりなさいという指導をやって、今広域連合があるわけなんですので、やはりその点を踏まえて、県はこの広域連合を最大にバックアップをするべきだと私は考えます。そのためにも再度県のほうに要請をしていただいて、やはり県の職員の派遣というものはそのまま維持をされるように強く要望して、一般質問を終わりります。

○横尾俊彦広域連合長

補足をさせていただきたいと思います。

この広域連合は後期高齢者医療のために全国つくられているわけですけど、もともとは国会の議論を経て国の法律に基づく、方向性が定まってできているわけでございまして、県が強力に指導してできるものではないのが1点目です。

それと、県のほうは法律の条文の中に次のような趣旨があります。県も主体性を持ってかかわることという一文がありますので、かかわっていただいていると理解をしております。

議員御心配の県との連携、いろんな意味での指導等については、我々も全力を尽くして必要な要請もしてまいりたいと思いますし、お願いもしていかなきやいけないだろうな、あるいはまた、状況を時々情報交換をして、例えば健康指導とか、先ほどの徴収率の回収とか、いろんなことについても同じく、県も同じ広さ、県民の方を対象とされておりますので、努力をしていきたいと思って

平成21年2月定例会 2月16日(月)

いるところでございます。

なお、平成20年、去年の6月12日、政府・与党合意というのが行われておりまして、その中には今後検討すべき課題として4項目めに、次のような一文が入っています。都道府県の関与のあり方について検討する、恐らくこれは与党ということです。本制度の推進については都道府県のかかわり、今後とも重要性もあるだろうし、どのようにかかわるのがよいだろうかという検討を厚生労働省、本省でもされていると思いますので、これらの見解もしっかりと見きわめながら対応すべきと思っております。

また、あわせまして、一昨日の報道だったと思いますが、京都府では山田知事が府県単位の国保の運営に関する共同化ということについて検討を始めたいという表明をなさったように新聞で拝見した記憶がございます。今後、例えば、佐賀県におきましてもそのような検討があるかもしれませんので、これらのところも、さきの本田議員の御質問にありました国保のこと、後期高齢のこと、介護のこと等、情報交換をしながら適切な対応に努力をしていきたいと思っております。

○武藤恭博議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

◎ 討論

○武藤恭博議長

これより上程諸議案に対する討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

◎ 採決

○武藤恭博議長

これより議案の採決を行います。

まず、第1号議案を採決いたします。

第1号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

第2号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

第3号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

第4号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案を採決いたします。

第5号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案を採決いたします。

第6号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案を採決いたします。

第7号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員提出議案の上程・提案理由説明・

質疑・委員会付託・討論

○武藤恭博議長

次に、お手元に配布いたしておりますとおり、今村議員外1名提出による議員提出議案第1号議

平成21年2月定例会 2月16日(月)

案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議規則の一部を改正する規則についてが提出されましたので、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本議案は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。本議案は提案理由説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本議案は提案理由説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑を開始いたします。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑は終結いたします。

お諮りします。本議案は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

◎ 採決

○武藤恭博議長

これより議案の採決を行います。

議員提出議案第1号議案を採決いたします。

本議案は原案を可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○武藤恭博議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整

理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉会

○武藤恭博議長

以上をもちまして、議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前11時21分 閉会

平成21年2月定例会 2月16日(月)

会議に出席した事務局職員

議会事務局長 岸川 学

議会事務局副局長 石橋 光

参考 事井邊正文

書記 中原賢一

書記 中野晃一

書記 末吉浩昭

書記 稲澤庫雄

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 武藤 勝博

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 酒井 恵明

会議録作成者 岸川 学
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長

議席表

(鹿島市) 小池議員 (武雄市)	杉原議員 (佐賀市)
------------------------	---------------

15 16

(伊万里市) 前田議員	吉浦議員 (多久市)
----------------	---------------

17 18

(鳥栖市) 森山議員	田中議員 (唐津市)
---------------	---------------

19 20

(佐賀市) 本田議員	武藤議員 (佐賀市)
---------------	---------------

21 22

(玄海町) 岩下議員	宮原議員 (みやき町)
---------------	----------------

7 8

(上峰町) 吉富議員	酒井議員 (基山町)
---------------	---------------

9 10

(吉野ヶ里町) 北村議員	永沼議員 (神埼市)
-----------------	---------------

11 12

(嬉野市) 神近議員	今村議員 (小城市)
---------------	---------------

13 14

--	--

(太良町) 坂口議員	草場議員 (白石町)
---------------	---------------

1 2

(白石町) 西山議員	西原議員 (江北町)
---------------	---------------

3 4

(大町町) 原田議員	田代議員 (有田町)
---------------	---------------

5 6

議席の指定	草場議員(2番)
	西山議員(3番)
	吉浦議員(18番)
	田中議員(20番)

(資料) 議案質疑項目表

○ 議 案 質 疑

平成21年2月定例会

質疑順	氏 名	質 疑 事 項
1	・本 田 耕一郎	<p>第7号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算</p> <p>歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 18節 備品購入費 4,558 (千円)</p> <p>専用端末パソコン13台がメインということだが内容の詳細を問う。</p>

(資料) 一般質問項目表

○ 一般 質 問

平成21年2月定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	本 田 耕一郎	一問一答	<p>1 委託業務について 委託業務の契約はどうなっているか。また、その件数、金額及び費用対効果は</p> <p>2 制度施行に伴う課題について 制度施行から1年経つが、その課題と対応を問う。</p> <p>(1) 現時点での問題点をどう把握、整理、総括しているのか。</p> <p>(2) その中で見えてきた課題とその対応は。</p> <p>(3) 業務を円滑に進めるために、どのようなリーダーシップを以って県内を指導していくのか。</p>
2	神 近 勝 彦	一問一答	<p>1 収納状況と今後未納者に対する対応</p> <p>(1) 現時点での徴収率はどうか。</p> <p>(2) 短期被保険者証及び資格証明書について</p> <p>① 国民健康保険の未納者に対しては、短期被保険者証や資格証明書の交付がなされているが、後期高齢者医療制度では、どのように対応されるのか。</p> <p>② 交付するとした場合の事務手続きは、連合か市町か。</p> <p>③ 短期被保険者証や資格証明書の交付について、交付する基準は。</p> <p>2 今後の事務局体制について</p> <p>(1) 現在の広域連合には、各市町等から職員が派遣されているが、今後もこの体制なのか。</p> <p>(2) 各市町からの派遣のため、遠距離通勤者もいると思う。遠距離の市町からの派遣は今後も維持されるのか。</p>